

(目的)

第1条 三重県において、介護現場における生産性向上の取組を推進するため「三重県介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置・運営するにあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、三重県介護現場革新会議（以下、「革新会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 革新会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三重県介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置に関すること
- (2) 三重県介護生産性向上総合相談センター（仮称）の運営に関すること
- (3) 介護現場の生産性向上に関する施策の推進に関すること
- (4) 介護現場の生産性向上に関する施策の情報共有及び連携に関すること
- (5) その他、介護現場の生産性向上に関する施策に必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 革新会議は、別紙1に掲げる委員で構成する。

- 2 革新会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に革新会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 革新会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(開催)

第6条 所掌事務を円滑に行うため、年2回以上の革新会議を開催する。

- 2 革新会議は、庶務を担う事務局が招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 所掌事務に関し必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報償費等)

第8条 県は、革新会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 革新会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第9条 革新会議の庶務は、三重県において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、革新会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。

別紙 1 (第 3 条関係)

No.	氏名	団体名	役職
1	服部 昭博	三重県老人福祉施設協会	副会長
2	小野 昌宏	三重県老人保健施設協会	事務局長
3	小西 博	公益社団法人三重県医師会	理事
4	甲斐 義典	一般社団法人三重県介護福祉士会	副会長
5	明石 典男	社会福祉法人三重県社会福祉協議会	事務局次長兼福祉研修人材部長
6	三吉 由美子	一般社団法人三重県地域密着型サービス協議会	会長
7	杉本 郁夫	三重県デイサービスセンター協議会	会長
8	柳川 智子	一般社団法人三重県訪問看護ステーション協議会	副会長
9	奥田 隆利	一般社団法人三重県介護支援専門員協会	会長
10	浦 幸生	公益財団法人介護労働安定センター三重支部	支部長
11	日比 むつみ	社会福祉法人三重県厚生事業団	三重県身体障害者総合福祉センター
12	百済 勝彦	公益財団法人三重県産業支援センター	チーフコーディネーター
13	大平 博章	三重労働局	職業安定課課長
14	永合 由典	津市	介護保険課課長